

表3 看護実践における管理的側面についての到達目標

◎看護実践における管理的側面については、それぞれの科学的・法的根拠を理解し、チーム医療における自らの役割を認識した上で、実施する必要がある。

安全管理	①施設における医療安全管理体制について理解する。 ②インシデント（ヒヤリ・ハット）事例や事象事例の報告を速やかに行う。
情報管理	①施設内の医療情報に関する規定を理解する。 ②患者等に対し、適切な情報提供を行う。 ③プライバシーを保護して医療情報や記録物を取り扱う。 ④看護記録の目的を理解し、看護記録を正確に作成する。
業務管理	①業務の基準・手順に沿って実地する。 ②複数の患者の看護ケアの優先度を考えて行動する。 ③業務上の報告・連絡・相談を適切に行う。 ④決められた業務を時間内に実施できるように調整する。
薬剤等の管理	①薬剤を適切に請求・受領・保管する。（含、毒薬・劇薬・麻薬） ②血液製剤を適切に請求・受領・保管する。
災害・防災管理	①定期的な防災訓練に参加し、災害発生時（地震・火災・水害・停電等）には決められた初期行動を円滑に実施する。 ②施設内の消火設備の定位置と避難ルートを把握し患者に説明する。
物品管理	①規定に沿って適切に医療機器、器具を取り扱う。 ②看護用品・衛生材料の整備・点検を行う。
コスト管理	①患者の負担を考慮し、物品を適切に使用する。 ②費用対効果を考慮して衛生材料の物品を適切に選択する。

修得方法

- 各施設、各部署の条件によって現場教育、集合教育、自己学習を適切な形で組み合わせる。
- 侵襲性の高い行為については修得状況を確認した上で段階的に実践させる。
- 「看護職員として必要な基本姿勢と態度」については、早期に集合教育等において具体的に説明する。
- 五感を用いて患者の状態を判断することの重要性を認識させ、その能力を養う。

評価

- 評価は、到達目標の達成度について行い、各部署の特性、優先度に応じて評価内容と到達時期を設定する。
- 就職後早期の評価は職場への適応の把握等の点から綿密に行う。
- 業務を安全に遂行することが出来るか否か、看護業務一つひとつの到達状況を確認する必要がある。
- 自己評価に加え、実地指導者及び看護管理者による他者評価を取り入れ、面接等も加え個別に行う。
- 最終評価は看護部門の教育担当者又は看護管理者が行う。
- 到達目標に関する評価表（自己評価及び他者評価）を用い、総括的な評価を行うにあたっては、患者の看護ケアに関するレポート等も適宜取り入れる。
- 安全管理、感染管理については、確実な取得を確認するための評価方法を考慮する。
- 看護技術については「医療安全の確保」、「患者及び家族への説明と助言」、「的確な看護判断と適切な看護技術の提供」等、個々の看護技術を支える要素を含んだ、包括的な評価を行う。
- 研修計画、研修体制等についての新人看護職員による評価も併せて行う。